

# 7 申告書の書き方

記入例 1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

## 令和元年度確定保険料の計算例

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※口座振替を利用している事業はP.20もご覧ください。

1. 「⑧保険料算定基礎額」欄の算出は、算定基礎賃金集計表(P.12)に基づいて行います。

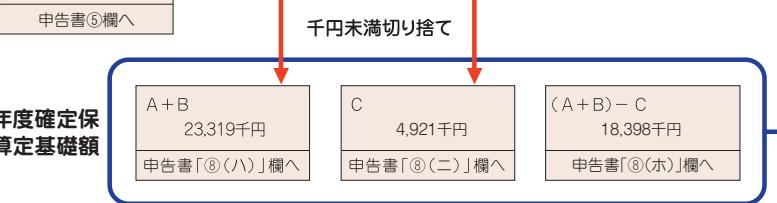
※賃金集計表は、厚生労働省ホームページに掲載しています。また、申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(雇用保険用)」を用意しています。是非ご利用ください。(下記URLもしくは右のQRコード、または「労働保険各種様式」で検索してください。)

<URL> <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

区分	雇用保険適用者分					
	A		B		C	
	日雇労働被保険者を除いたすべての被保険者(通勤手当を含める)		高年齢被保険者(免除分)		Aのうち昭和30年4月1日以前生まれの者	
月別	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額
31年 4月	6人	1,273,290円	20人	212,500円	2人	325,775円
元年 5月	5	1,108,300	19	204,000	2	325,775

2月	6	1,231,400	24	246,500円	2	325,150円
3月	6	1,229,500	23	234,600	2	325,150
7月		2,253,500				465,000
12月		2,456,000				553,000
月						
計	73人	20,820,130円	246人	2,499,000円	24人	4,921,300円

令和元年度確定保険料の算定基礎額



2. 「⑩確定保険料額」欄は（※記入例は  $\frac{12}{1000}$  で計算）

保険料算定対象分は、 $18,398 \text{千円} \times \text{保険料率 } \frac{12}{1000} = 220,776$  (1円未満切捨て)

令和元年度の確定保険料額は220,776円（「⑩(ホ)」欄及び「⑩(イ)」欄へ）

なお、高年齢被保険者分は保険料免除となります。

$4,921 \text{千円} \times \text{保険料率 } \frac{12}{1000} = 59,052$  円（「⑩(二)」欄へ）となります。

3. 「⑩欄差引額」欄は以下の1又は2の場合に計上

$$220,776 \text{円} - 215,060 \text{円} = 5,716 \text{円}$$

1 「⑩(イ)確定保険料」欄 「⑩申告済概算保険料額」欄 「⑩(ハ)不足額」欄

この例では、令和元年度の確定保険料が申告済概算保険料より多いため、不足額欄（⑩(ハ)）に計上することになります。

2 申告済概算保険料が多ければ、充当額（⑩(イ)）に計上することになります。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書（納付書）に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

## 申告書の記入例

※電話

※下書き用申告書を本冊子P.31に掲載しています

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 等拠出金

種 別

※修正項目番号 ※印字数確定コード

31759

下記のとおり申告します。

## 令和2年度概算保険料の計算例

番号も忘れずに記入してください。  
す。切り取ってご活用ください。

1. 令和2年度概算保険料算定内訳の「⑫保険料算定基礎額の見込額(ホ)」欄については、「⑧保険料算定基礎額(ホ)」欄と同額を記入してください。

ただし、賃金総額の見込額が、令和元年度算定基礎額と比較して2倍を上回るあるいは、2分の1を下回ると予想される場合は、その額を記入してください。

※令和2年度概算保険料は、年齢にかかわらず免除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

- ## 2. 「⑯(ホ)概算保険料額」は

⑫欄(木) 18,398千円×保険料率  $\frac{12}{1000} = 220,776$  (円未満切捨て)

- ### 3. ㉙欄、労働保険料の期別納付額は

概算保険料額(⑯欄(ホ))が20万円未満の場合は、「⑰欄(イ)」欄に計上し、一括納付してください。

なお、概算保険料額(14欄(ホ))が20万円以上の場合は3回に等分して納付(延納)することができます。

概算保険料額220,776円÷3回=73,592円

②(チ)」欄	第2期	73,592円
②(ル)」欄	第3期	73,592円

※余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。(1円又は2円)

③欄「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。

※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。

※個人事業主の場合は13桁すべてに「0」を記入してください。

## 本期納付額の計算例

- ㉚欄(ト)今期納付額欄は

②(イ)充当額がある場合 「②(イ)」欄-「②(ロ)」欄

②(ハ) 不足額がある場合 「②(イ)」欄+「②(ハ)」欄

第1期分73,592円+不足額5,716円=本期納付額79,308円

「㉙(イ)」欄 「㉙(ハ)」欄 「㉙(ト)」欄

1. 機械処理をしますので、金額の前に必ず『￥』記号を記入してください。
  2. **納付額を訂正したものは使用できません。**誤記入の場合は、管轄労働局までご連絡ください。
  3. 額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

# 令和元年度確定保険料算定基礎賃金集計表

なお、この集計表はきりとり線から切り離して、申告書の控えとあわせて保管してください。

労働保険番号

事業の名称

区分	雇用保険適用者分					
	A 日雇労働被保険者を除いた すべての被保険者(通勤手 当を含める)		B 日雇労働被保険者		C Aのうち昭和30年4月1日 以前生まれの者	
月別	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額	人数	支払賃金総額
31年 4月	人	円	人	円	人	円
元年 5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
2年 1月						
2月						
3月						
賞与その他	月					
	月					
	月					
計	人	円	人	円	人	円

## A 欄

- 通勤手当・賞与等その他の手当が含まれていますか(P.8 参照)
- 被保険者とならない代表者や取締役の役員報酬を含めていませんか(P.7 参照)

## B 欄

- 日雇労働被保険者の賃金が含まれていますか  
日雇労働者を雇用した場合、印紙保険料のほかに一般保険料も納付します。

## C 欄

- 高年齢者の免除年齢に誤りはありませんか  
令和元年度の確定保険料が免除になるのは、昭和30年4月1日までに(4月1日は含まれます)生まれた人です。

64歳以上であっても、季節労働者等の短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者の方は、保険料が免除になりません。

## 充当額の記入方法

- (1) 充当額については、全期又は第1期の労働保険料額に充当し、余りがある場合には、第2期、第3期の順に充当してください。
  - (2) 充当する場合は、「⑩充当意思」欄を必ず記入してください。
  - (3) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、還付の請求が必要です。申告書の提出だけでは還付されませんので、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
- なお、請求手続については、P.15の「記入例2② 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

## 記入例 2 ① 労働保険料に充当した場合の例

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

### 〔計算方法〕

$$\text{⑯(イ) } 220,776 \div 3 = \begin{cases} \text{第1期分} 22 (\text{イ}) 73,592\text{円} \\ \text{第2期分} 22 (\text{チ}) 73,592\text{円} \\ \text{第3期分} 22 (\text{ル}) 73,592\text{円} \end{cases}$$

※ 保険料率等によっては、余りが生じる場合がありますので、その場合は、余りを必ず第1期分に加算してください。  
(余りは必ず1円または2円となります)

### 〔会期納付額の計算〕

$$\begin{array}{r}
 \text{第1期} \quad \boxed{22(\text{イ})} \quad - \quad \boxed{22(\text{口})} \quad = \quad \boxed{\text{今期納付額}} \\
 \qquad\qquad\qquad 73,592\text{円} \qquad\qquad\qquad 6,618\text{円} \qquad\qquad\qquad \boxed{22(\text{ト})} \quad 66,974\text{円}
 \end{array}$$



## 種 別

3 1 7 5 1

勞 勵 保 險 番 号

※修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

### ③ 労働保険料等への充当額内訳

充 当 先 事 業 の 労 働 保 険 番 号							労 働 保 険 料 等 の 種 別		充 当 額	
						—			年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	円
						—			年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
						—			年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
						—			年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
						—			年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号 ) 電話 ( )

年 月 日

事業主 名稱  
          氏名

記名押印又は署名

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿  
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

### ※修正項目 (英数・九十)

還付理由

還付金発生年度(元号: 令和は9)※微定区分

### ※修正項目（漢字）

歳入徵収官	部長	課室長	補佐	係長	係

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号
			(印)

### 〔注意〕

- ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。  
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
  - 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
  - 社会保険料差し戻記載欄は、この届書を社会保険料差し戻し作成した場合のみ記載すること

## (注意事項)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがいまして、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成していただき、所轄都道府県労働局あて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から2年を経過した後に、本請求書を御提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんので御注意ください。

御不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。

### 記入例3 現在、労働者を雇っていないが、今後労働者を雇用する見込みがあり、引き続き労働保険を継続する場合

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3行に記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入して下さい。  
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

提出用

令和2年 6月 12日

あて先〒

なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げて下さい。

種別	※修正項目番号		※入力微定コード							
	32701	□□□	□□□	□□□						
①都道府県所掌管轄基幹番号	枝番号		※各種区分							
労働保険番号	XX	301000001	-00	管轄(2) 711 業種(3) 06 産業分類(4)						
②増加年月日(元号:令和は9)	元号□□□年□□□月□□□日	□□□	□□□	□□□						
③事業廃止等年月日(元号:令和は9)	元号□□□年□□□月□□□日	□□□	□□□	□□□						
④現時使用労働者数	□□□人	□□□	□□□	□□□						
⑤雇用保険被保険者数	□□□人	□□□	□□□	□□□						
⑥免除対象高齢労働者数	□□□人	□□□	□□□	□□□						
※保険関係※片保険理由コード	□□□	□□□	□□□	□□□						
労働保険特別会計歳入徴収官殿										
確定保険料算定期間内訳	算定期間 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで									
	⑧保険料・一般拠出金算定期間基礎額		⑨保険料・一般拠出金額	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)						
	(イ) 労働保険料	1000分の12.00	(イ) 1000分の0	(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません						
	(ロ) 労災保険分	1000分の0	(ロ) 1000分の0	(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません						
	雇用保険法適用者分	1000分の0	*** * * *							
	高年齢労働者分	1000分の12.00	(二) 1000分の0							
	保険料算定期間内訳	1000分の0	(二) 1000分の0							
	一般拠出金(注1)	1000分の12.00	(三) 1000分の0							
		1000分の0	(三) 1000分の0							
		*** * *	(三) 1000分の0							
概算・増加概算保険料算定期間内訳	算定期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで									
	⑫保険料算定期間基礎額の見込額		⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)						
	(イ) 労働保険料	1000分の12.00	(イ) 1000分の24.00	(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません						
	(ロ) 労災保険分	1000分の0	(ロ) 1000分の0	(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません						
	雇用保険分	1000分の0	*** * *							
	(ホ) 2000	1000分の0	(ホ) 24000							
	※事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	28	※事業主の電話番号(変更のある場合記入)	29	⑯延納の申請 納付回数(30)					
	※検算有無区分	31	※検算対象区分	32	※データ指示コード	33	※再入力区分	34	※修正項目	35
	(8)(10)(12)(14)(20)の(ロ)欄の金額の前に「 <u>Y</u> 」記号を付さないで下さい。					36	37	38	39	
	⑯申告済概算保険料額		24,000			41	⑯申告済概算保険料額			
差引額	(イ) 充当額	(イ) (18-19)(イ)	(ハ) 不足額	(イ) (19)(イ)-18)	30	⑯申告済概算保険料額				
	(ロ) 還付額	(ロ) (18-19)(ロ)	31	32	33	⑯増加概算保険料額				
	24,000	24,000	34	35	36	(イ) (19)(イ)-19)				
期別納付額	(イ) 概算保険料額	(イ) 労働保険料充當額	(ハ) 不足額	(イ) (19)(イ)-18)	37	(イ) 今期労働保険料のみに充当				
	(ロ) 概算保険料額	(ロ) 労働保険料充當額	(ロ) 不足額	(ロ) (19)(ロ)-18)	38	(2) 一般拠出金充當額				
	(ホ) 概算保険料額	(ホ) 労働保険料充當額	(ホ) 第2期納付額	(ホ) (19)(ホ)-19)	39	(3) 労働保険料及び一般拠出金に充当				
第1期又は第2期	(イ) 概算保険料額	(イ) 労働保険料充當額	(イ) 第2期納付額	(イ) (19)(イ)-19)	40	(4) 一般拠出金				
第3期	(ロ) 概算保険料額	(ロ) 労働保険料充當額	(ロ) 第3期納付額	(ロ) (19)(ロ)-19)	41	(5) 今期納付額				
					42	⑯今期納付額				
					43	⑯今期納付額				
					44	⑯今期納付額				
					45	⑯今期納付額				
					46	⑯今期納付額				
					47	⑯今期納付額				
					48	⑯今期納付額				
					49	⑯今期納付額				
					50	⑯今期納付額				
					51	⑯今期納付額				
					52	⑯今期納付額				
					53	⑯今期納付額				
					54	⑯今期納付額				
					55	⑯今期納付額				
					56	⑯今期納付額				
					57	⑯今期納付額				
					58	⑯今期納付額				
					59	⑯今期納付額				
					60	⑯今期納付額				
					61	⑯今期納付額				
					62	⑯今期納付額				
					63	⑯今期納付額				
					64	⑯今期納付額				
					65	⑯今期納付額				
					66	⑯今期納付額				
					67	⑯今期納付額				
					68	⑯今期納付額				
					69	⑯今期納付額				
					70	⑯今期納付額				
					71	⑯今期納付額				
					72	⑯今期納付額				
					73	⑯今期納付額				
					74	⑯今期納付額				
					75	⑯今期納付額				
					76	⑯今期納付額				
					77	⑯今期納付額				
					78	⑯今期納付額				
					79	⑯今期納付額				
					80	⑯今期納付額				
					81	⑯今期納付額				
					82	⑯今期納付額				
					83	⑯今期納付額				
					84	⑯今期納付額				
					85	⑯今期納付額				
					86	⑯今期納付額				
					87	⑯今期納付額				
					88	⑯今期納付額				
					89	⑯今期納付額				
					90	⑯今期納付額				
					91	⑯今期納付額				
					92	⑯今期納付額				
					93	⑯今期納付額				
					94	⑯今期納付額				
					95	⑯今期納付額				
					96	⑯今期納付額				
					97	⑯今期納付額				
					98	⑯今期納付額				
					99	⑯今期納付額				
					100	⑯今期納付額				
					101	⑯今期納付額				
					102	⑯今期納付額				
					103	⑯今期納付額				
					104	⑯今期納付額				
					105	⑯今期納付額				
					106	⑯今期納付額				
					107	⑯今期納付額				
					108	⑯今期納付額				
					109	⑯今期納付額				
					110	⑯今期納付額				
					111	⑯今期納付額				
					112	⑯今期納付額				
					113	⑯今期納付額				
					114	⑯今期納付額				
					115	⑯今期納付額				
					116	⑯今期納付額				
					117	⑯今期納付額				
					118	⑯今期納付額				
					119	⑯今期納付額				
					120	⑯今期納付額				
					121	⑯今期納付額				
					122	⑯今期納付額				
					123	⑯今期納付額				
					124	⑯今期納付額				
					125	⑯今期納付額				
					126	⑯今期納付額				
					127	⑯今期納付額				
					128	⑯今期納付額				
					129	⑯今期納付額				
					130	⑯今期納付額				
					131	⑯今期納付額				
					132	⑯今期納付額				
					133	⑯今期納付額				
					134	⑯今期納付額				
					135	⑯今期納付額				
					136	⑯今期納付額				
					137	⑯今期納付額				
					138	⑯今期納付額				
					139	⑯今期納付額				
					140	⑯今期納付額				
					141	⑯今期納付額				
					142	⑯今期納付額				
					143	⑯今期納付額				
					144	⑯今期納付額				
					145	⑯今期納付額				
					146	⑯今期納付額				
					147	⑯今期納付額				
					148	⑯今期納付額				
					149	⑯今期納付額				
					150	⑯今期納付額				
					151	⑯今期納付額				
					152	⑯今期納付額				
					153	⑯今期納付額				
					154	⑯今期納付額				
					155	⑯今期納付額				
					156	⑯今期納付額				
					157	⑯今期納付額				
					158	⑯今期納付額				
					159	⑯今期納付額				
					160	⑯今期納付額				
					161	⑯今期納付額				
					162	⑯今期納付額				
					163	⑯今期納付額				
					164	⑯今期納付額				
					165	⑯今期納付額				
					166	⑯今期納付額				
					167	⑯今期納付額				
					168	⑯今期納付額				
					169	⑯今期納付額				
					170	⑯今期納付額				
					171	⑯今期納付額				
					172	⑯今期納付額				
					173	⑯今期納付額				
					174	⑯今期納付額				
					175	⑯今期納付額				
					176	⑯今期納付額				
					177	⑯今期納付額				
					178	⑯今期納付額				
					179	⑯今期納付額				
					180	⑯今期納付額				
					181	⑯今期納付額				
					182	⑯今期納付額				
					183	⑯今期納付額				
					184	⑯今期納付額				
					185	⑯今期納付額				
					186	⑯今期納付額				
					187	⑯今期納付額				
					188	⑯今期納付額				
					189	⑯今期納付額				
					190	⑯今期納付額				
					191	⑯今期納付額				
					192	⑯今期納付額				
					193	⑯今期納付額				
					194					

#### 記入例 4 事業を廃止した場合

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

次のような場合には確定申告が必要となります

①令和元年度中に事業廃止した場合②対象となる労働者がいなくなった場合③労働保険事務組合へ事務を委託した場合

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

○現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。

○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

.... 19 ....